

5. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に工事監督員に説明しなければならない。

また、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に工事監督員へ説明しなければならない。

1-1-1-17 工事の一時中止

1. 発注者は、契約書第19条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、契約書第25条により、受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

(4) 第三者、受注者、使用人及び工事監督員の安全のため必要があると認めた場合

2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は工事監督員の指示に従わない場合等、工事監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命ずることができるものとする。

3. 前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、「工事一時中止に係るガイドライン(案)」等を参考に、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を作成して工事監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。

また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-1-18 設計図書の変更等

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-1-19 工期変更

1. 契約書第17条第5項、第19条、第20条及び第21条第1項の規定に基づく工期の変更について、契約変更前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを工事監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、工事監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

4. 海上交通

- (1) 受注者は、作業船等が船舶の輻輳^{ふくそう}している区域を航行する場合は、作業区域への航行船舶の進入等を十分注意し、事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、船舶の航行等に支障をきたすような物件を海中に落とした場合は、直ちに取り除くか又は標識を設置して危険箇所明示し、関係官公署に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、航行中作業船舶が事故又は故障を起こした場合は、速やかに適切な措置を講じ、関係官公署に報告しなければならない。

5. 児童の安全対策

- (1) 受注者は、工事現場付近に児童に関する施設があつて児童がしばしば工事現場を通行する場合については、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して、児童に注意を喚起しなければならない。
- (2) 床掘部等は、原則として滞水の状態にしてはならない。床掘部等が滞水の状態になった場合は、速やかに安全対策の処置を行わなければならない。児童の通行する場合での床掘部等の危険箇所については、必要に応じ覆工板、網又は柵を設置するなどして事故防止に努めること。

6. 老人又は身体障害者対策

受注者は、老人又は身体障害者などがしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路を確保しなければならない。

7. 不法無線局及び無線局の運用違反対策

受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（無免許、外国規格の無線機の使用など）の開設、及び無線局の運用違反（アマチュア無線局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

1-1-1-39 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) 地方自治法 | (平成29年6月改正 法律第 74号) |
| (2) 建設業法 | (平成26年6月改正 法律第 45号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成21年6月改正 法律第 51号) |
| (4) 労働基準法 | (平成30年7月改正 法律第 71号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (令和元年6月改正 法律第 37号) |
| (6) 作業環境測定法 | (令和元年6月改正 法律第 37号) |
| (7) じん肺法 | (平成30年7月改正 法律第 71号) |
| (8) 雇用保険法 | (平成30年7月改正 法律第 71号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (平成30年5月改正 法律第 31号) |
| (10) 健康保険法 | (令和元年5月改正 法律第 9号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (令和元年5月改正 法律第 16号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (令和元年6月改正 法律第 37号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (平成30年12月改正 法律第 102号) |

第1編 共通編 第1章 総則

令和 年 月 日

主任監督員（監督員）

様

（受注者名）

現場代理人

⑩

立 会 願

下記項目について、立会を願います。

工 事 名				
項 目	内 容			
希 望 日 時	令 和	年	月	日 時

令和 年 月 日

上記項目について令和 年 月 日立会を実施した。

主 任 監 督 員	監 督 員		現 場 代 理 人	主任技術者等

（主 旨）

本様式は、受注者が工事監督員の立会を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。

令和 年 月 日

主任監督員（監督員）

様

（受注者名）
現場代理人

㊟

段 階 確 認 願（第 回）

下記について、段階確認をお願いします。

記

段階確認の内容

工事名			実施希望日	令和 年 月 日		
工 種	細 目 等	品質規格	区 域 等	数量等	呼 称	備 考

上記の段階確認について、以下のとおり実施します。

主任監督員（監督員）

実施日時	令和 年 月 日 時から	実施者名	
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> （実施場所）		
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上		
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> （その他必要書類等）		
特記事項			

令和 年 月 日 の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて
いる。 いない。 詳細については、別途指示する。

令和 年 月 日

主任監督員（監督員）

㊟

（主 旨）

本様式は、受注者が段階確認を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。

（作成上の注意）

該当する□内にレを記入すること。

1-2-14-2 区画線

- 区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。
JIS K 5665（路面標示用塗料）
- ガラスビーズは、JIS R 3301（路面標示塗料用ガラスビーズ）の1号の規格に適合したものでなければならない。
- 道路区画線の材料規格及び使用量は、表2-58を標準とする。
- 黄色塗料については、鉛・クロムフリー対応製品の使用とする。

表2-58 道路区画線の材料規格及び使用量

施工区分	型式	巾	厚さ	ペイント	ビーズ	規格	熔融式塗料規格	摘要
	常温式	15cm		48%	37kg	JIS K 5665 1種 B		
	加熱式	15cm		67%	56kg	JIS K 5665 2種 B		
	加熱式	20cm		88%	75kg	JIS K 5665 2種 B		
	加熱式	25cm		111%	93kg	JIS K 5665 2種 B		
	熔融式	15cm	1.0mm	315kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
	熔融式	15cm	1.2mm	378kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
	熔融式	20cm	1.0mm	420kg	27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
	熔融式	20cm	1.2mm	504kg	27kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	
中央帯ハッチ	常温式	15cm		48%	37kg	JIS K 5665 1種 B		
横断線	熔融式	15cm	1.5mm	473kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	横断歩道を含む
路面表示	熔融式	15cm	1.5mm	473kg	20kg	JIS K 5665 3種 1号	含有量15~18%	

※ペイント及びビーズの使用料は1,000mあたり

1-2-14-3 道路反射鏡

1. 一般事項

道路反射鏡の鏡面の大きさ及び曲率半径は、表2-59のとおりとする。

表2-59 道路反射鏡

鏡面形状	鏡面数	鏡面の大きさ	鏡面曲率半径
丸形	一面鏡 及び二面鏡	φ 600	1,500
		φ 800	2,200
		φ 1,000	3,000
角形	一面鏡 及び二面鏡	□450×600	3,600以上
		□600×800	

[注] 視距等と考慮して、鏡面の大きさ及び曲率半径を適切に組み合わせる。

2. 鏡面

- 鏡面の材質は、冷間圧延ステンレス鋼板（JIS G 4305）SUS 304 とし、表面仕上げBA，2B表面ケンマJIS R 6001 No.8仕上げしたものを標準とする。

令和2年12月1日以後の入札より適用（一部改定）

4 出来形管理基準（漁港編）

8 本体工（場所打式）

8-1 場所打コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度
1) 場所打コンクリート (防波堤)	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上、パラペット頂部は1スパン2箇所以上
	天端幅	スチールテレープ等により測定	1スパン3箇所
	延長	スチールテレープ等により測定	法線上
(岸壁)	法線に対する出入り	トランシット及びスチールテレープ等により測定	1スパン2箇所
	天端高又は厚さ	レベル、スチールテレープ等により測定	1スパン3箇所以上
	天端幅	スチールテレープ等により測定	1スパン3箇所
	延長	スチールテレープ等により測定	法線上

測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1cm	測定表を作成し提出	天端幅 10m 以下の場合 ±2cm	様式・(56) 参照
		天端幅 10m 以上の場合 +5cm、-2cm	
1cm	測定表を作成し提出	天端幅 10m 以下の場合 ±3cm	様式・(56) 参照
		天端幅 10m 以上の場合 +5cm、-3cm	
1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0cm	
1cm	測定表を作成し提出	±5cm	
1cm	測定表を作成し提出	±2cm	
1cm	測定表を作成し提出	±2cm	
1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0cm	